

# 高教組速報

2017年度 第5号

2017年10月6日

文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

## 総選挙が始まります 大いに政治を語って 選挙で 私たちの声を政治に反映させましょう

10月10日公示、22日投開票で衆議院議員の総選挙が実施されます。今回の総選挙は、秘密保護法や安保法制、「共謀罪」法などを、多くの反対の声を無視して強権的に成立させたり、森友・加計疑惑のように国政の私物化が問題となっている安倍政権に対する審判を行う選挙です。憲法改正問題も重要な争点となっており、今後の日本の行方を左右することにもなる重要な選挙です。私たち教職員も、主権者として大いに政治を語り、選挙に行き、私たちの声を政治に反映させましょう。

### 10月5日付けの総選挙に関わる県教委通知について

県教委は10月5日付けで「衆議院議員総選挙における教職員の服務規律の確保等について」という通知を各県立学校の発出しました。これは、文科省が各県の教育委員会等に出した「教職員等の選挙運動の禁止等について」という通知を受けてのものです。このことについて高教組は10月3日に、教職員の政治活動の自由を保障することを求める申し入れを行いました。

申し入れでは、選挙ごとに出される「教職員等の選挙運動の禁止等について」の通知が、教職員は選挙にかかわる活動や政治的な活動が一切禁止されているかのような誤解や政治的活動を抑えるような萎縮を生んでいる可能性があるとして指摘し、今回の総選挙に際して通知を出す場合は、そうした誤解や萎縮を生まないように配慮することを求めました。

これに対して県教委は、「言われていることは十分わかる」と述べ、通知の表題や本文の表現について検討すると回答しました。その結果、5日付けの通知は、これまでの「教職員等の選挙

運動の禁止等について」という表題から改められ、禁止される行為等についても具体的な例示がされています。

### 教職員であっても法令に違反せずにできる政治的活動はいろいろあります

県教委も、3日の申し入れの中で、教職員であっても法令に反しない政治的活動はできることを認め、通知の趣旨は「法令にふれないように」ということだと述べています。関係する法令は、通知の中にあるように、地方公務員法と教育公務員特例法による政治的行為の制限と公職選挙法による公務員の地位を利用した選挙運動等の禁止です。

例えば、地方公務員法と、教育公務員特例法で準じるとされている国家公務員法の政治的行為の制限の中に「投票の勧誘運動」という事項があります。ここで制限されている「勧誘運動」とは、「組織的、計画的又は継続的に勧誘すること」と、人事院が政治的行為の制限についての「運用方針」で明記しており、たまたま選挙の話をして、投票を依頼するような行為は該当しないとされています(県教委編集の「教育必携」にも記載されています)。

したがって、職場の同僚や知人との間で、選挙の話をして、政治的な意見を述べたり、投票を依頼することは問題ありません。今回の総選挙を機に、大いに政治を語り、主権者としてしっかり政治に関わりましょう。教職員が政治と関わることに消極的では、豊かな主権者教育を行うことはできません。

